

公 表

協定による国民参加の森林づくりによる「遊々の森」の活動実施者と協定書（案）を公表します。

1. 活動希望者の名称

夏油高原山楽会 会長 及川 一

2. 「遊々の森林」の概要

(1) 位置

岩手県北上市和賀町岩崎新田字入畑山国有林1612林班は小班外

(2) 面積

84.56ha

3. 活動の目的

自然環境を知り、その大切さを次の世代に引き継ぐため、自然観察会を実施し森林保全活動を推進する。

4. 活動箇所の名称

ハバラ谷地 悠々の森

5. 協定項目

別紙協定書（案）のとおり

平成26年5月23日

岩手南部森林管理署長

別紙

遊々の森における体験活動に関する協定書（案）

岩手南部森林管理署長（以下「甲」という。）及び夏油高原山楽会 会長 及川 一（以下「乙」という。）は、遊々の森における体験活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1 （協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく遊々の森における体験活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2 （遊々の森の名称、位置及び面積）

甲は、岩手南部森林管理署畑入山国有林1612林班は小班外の84.56haを遊々の森として乙に利用させるものとする。なお、遊々の森の名称は、「ハバラ谷地 悠々の森」とする。

第3 （活動実施者）

遊々の森において体験活動を実施する者は、北上市に所在する夏油高原山楽会とする。

第4 （体験活動の実施）

- 1 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動実施者が行う体験活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 2 乙は、活動実施者に対し、遊々の森が各般の法令等の制限を課せられている地域に設定されている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ、体験活動を実施させるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、林業体験等を伴う体験活動を実施する場合にあつては、予め甲に申し出させ、必要な調整を図らせるものとする。

第5 （体験活動実績の報告）

乙は、活動実施者による遊々の森における体験活動実施後、適宜、別紙様式により体験活動実績を甲に報告するものとする。

第6 （安全確保等の措置）

- 1 乙は、本協定に基づく遊々の森における体験活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。また、万一、体験活動に伴い事故が発生し、参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について明確にすること。
- 2 乙は、活動実施者に対し、安全確保等のため、体験活動の実施の都度、責任者を配置させるとともに、事故の未然防止に必要な対策、事故発生時の連絡等の緊急体制の

確保及びその他必要な措置について講じさせること。

第7 (経費の負担)

体験活動の実施に要する経費は、乙又は活動実施者が負担するものとする。

第8 (立木竹等の所有権等の権利)

乙及び活動実施者は、協定締結期間であっても、遊々の森における立木竹等についての所有権及び体験活動の実施により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第9 (施設等の設置等)

- 1 乙は、体験活動に必要な施設等を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等について、あらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、協定締結期間満了までに、設置した施設等を収去するものとする。但し、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第10 (災害の防止等)

- 1 乙及び活動実施者は、遊々の森及びその周辺において土砂の崩壊若しくは流出、火災等の災害又は国の所有に属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙及び活動実施者は、遊々の森及びその周辺における火災の防止に充分留意し山火事防止に万全を期すとともに、万一山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙及び活動実施者は、体験活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、遊々の森及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第11 (損害賠償)

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第12 (体験活動の円滑な実施への協力)

甲は、遊々の森における体験活動が円滑に実施されるよう、体験活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに体験活動の計画に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第13 (遊々の森の適切な管理)

甲は、遊々の森が体験活動の場であることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第14 (協定の破棄)

甲は、以下の場合、この協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は事前に乙に通知するものとする。

- 1 遊々の森の所在する国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた体験活動の実施の見込みがない、又は体験活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 協定に係る区域の全部又は一部を国又は地方公共団体において、公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合
- 5 乙が申し出た場合

第15 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、平成26年 月 日から平成30年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、有効期間満了に当たって、乙からの申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第16 (その他必要な事項)

この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 月 日

(甲) 岩手南部森林管理署長

印

(乙) 住 所 岩手県北上市和賀町岩崎新田2-43-5

氏 名 夏油高原 山楽会

会長 及川 一

印